

## オレンジクリーナー

## 安全データシート

作成日 2012年01月20日

改定日 2022年10月17日

## 1. 製品及び会社情報

製品名	: オレンジクリーナー
会社名	: 株式会社友和
住所	: 〒277-0802 千葉県柏市船戸 2005-7
電話番号	: 04-7135-1580
FAX 番号	: 04-7135-1577

## 2. 危険有害性の要約

## GHS 分類

物理的及び化学的危険性	: 分類基準に該当しない
健康に対する有害性	
急性毒性（経口）	: 区分に該当しない
急性毒性（経皮）	: 分類できない
急性毒性（吸入・蒸気）	: 分類できない
皮膚腐食性・刺激性	: 区分 1
眼に対する重篤な 損傷性・眼刺激性	: 区分 1
呼吸器感受性	: 分類できない
皮膚感受性	: 分類できない
生殖細胞変異原性	: 分類できない
発ガン性	: 分類できない
生殖毒性	: 分類できない
特定標的臓器毒性 （単回ばく露）	: 分類できない
特定標的臓器毒性 （反復ばく露）	: 分類できない
誤えん有害性	: 分類できない
環境に対する有害性	
水生環境有害性短期（急性）	: 分類できない
水生環境有害性長期（慢性）	: 分類できない

オレンジクリーナー

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

: 危険

危険有害性情報

: 重篤な眼の損傷  
皮膚刺激

注意書き

安全対策

: 取扱い後はよく洗うこと。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
環境への放出を避けること。

救急処置

: 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師の診断、手当てを受けること。  
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。  
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

保管

: 換気のよい場所で容器を密閉し保管すること。

廃棄

: 内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別

: 混合物

官報公示整理番号（化審法）

: 有り

官報公示整理番号（安衛法）

: 有り

成分

成分名称	CAS 番号	含有量 (%)
水酸化カリウム	1310-58-3	5 未満
メタケイ酸ナトリウム	1344-09-8	非公開
炭酸ナトリウム	497-19-8	0.1~1.0
ポリオキシエチレンアルキルエーテルリン酸 エステル塩	非公開	非公開

## オレンジクリーナー

ポリオキシアルキレンアルキルエーテル	非公開	非公開
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1.0 未満
ポリエチレングリコール	25322-68-3	非公開
アルコール系溶剤	非公開	非公開
オレンジオイル	非公開	非公開
エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム	64-02-8	1.0 未満
トリポリリン酸ナトリウム	7758-29-4	1.0 未満
水		残量

## 4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 気分が悪い時には医師の診断、手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 付着物を布にて素早く拭き取る。  
 多量の水および石鹼を使用して十分に洗い落とす。  
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
- 目に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して  
 いて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに  
 医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに口をすすぎ、コップ 1~2 杯の水または牛乳を飲ませた後、無理  
 に吐かせないで、速やかに医師の診断、手当てを受けること。

## 5. 火災時の措置

- 消火剤 : 粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、霧状水
- 使ってはならない消火剤 : 情報なし
- 特有の危険有害性 : 情報なし
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。消火作業  
 は、可能な限り風上から行う。  
 消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよ  
 う適切な措置を行う。  
 この製品自体は、燃焼しない。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、  
 保護具及び緊急時措置 : 作業には必ず保護具(手袋・眼鏡)を着用する。  
 多量の場合、人を安全に待避させる。  
 必要に応じた換気を確保する。
- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。

## オレンジクリーナー

- 除去方法 : 少量の場合、吸着剤（おがくず、土、砂、ウエス等）で吸着させ取り除いた後、残りをウエス等でよく拭き取る。  
多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
- 二次災害の防止策 : 漏出物の上をむやみに歩かないこと。

### 7. 取扱い及び保管上の注意

#### 取扱い

- 技術的対策 : 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。  
作業場の換気を十分行うこと。
- 注意事項 : 眼への接触を避ける。
- 安全取扱注意事項 : 適切な排気換気装置を使用する。  
適切な保護具を着用すること。  
取扱い後はよく洗うこと。

#### 保管

- 適切な保管条件 : 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。  
施錠して保管すること。
- 容器包装材料 : 情報なし。

### 8. 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 設定されていない。
- 許容濃度
- 日本産業衛生学会 : 設定されていない。
- ACGIH : 設定されていない。
- 設備対策 : 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。  
適切な排気換気装置を使用する。

#### 保護具

- 呼吸器の保護具 : マスク
- 手の保護具 : 不浸透性（耐薬品、耐油、耐溶剤）保護手袋
- 目の保護具 : 側板付き保護眼鏡
- 皮膚及び身体の保護具 : 長袖保護服
- 衛生対策 : 取扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。

### 9. 物理的及び化学的性質

#### 物理的状态

- 形状 : 液体
- 色 : 淡黄色透明
- 臭い : オレンジの香り

## オレンジクリーナー

pH	: 13.5±0.5
融点・凝固点	: 情報なし
沸点、初留点と沸騰範囲	: 情報なし
引火点	: 情報なし
燃焼または爆発範囲の 上限・下限	: 情報なし
蒸気圧	: 情報なし
比重（相対密度）	: 情報なし
溶解度	: 水に任意の割合で溶解
n-オクタノール／水分配係数	: 情報なし
自然発火温度	: 情報なし
分解温度	: 情報なし

## 10. 安定性及び反応性

化学的安定性	: 通常の使用では安定。
危険有害反応可能性	: 酸との混触により発熱する。亜鉛、アルミニウム、クロム等金属と混触すると可燃性ガス（水素）を発生する。
避けるべき条件	: 情報なし
混触危険物質	: 酸、アルミニウム、チタン、亜鉛、及びそれらの合金、クロム。
危険有害な分解生成物	: 情報なし

## 11. 有害性情報

急性毒性（経口・経皮・吸入）	: ATEmix が 5000mg/kg より大きいため区分外とした。（経口）
皮膚腐食性／刺激性	: pH が 11.5 以上のため区分 1 とした。
眼に対する重篤な損傷／刺激性	: pH が 11.5 以上のため区分 1 とした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	
呼吸器	: 情報なし
皮膚	: 情報なし
生殖細胞変異原性	: 情報なし
発ガン性	: 情報なし
生殖毒性	: 情報なし
特定標的臓器毒性 （単回ばく露）	: 情報なし
特定標的臓器毒性 （反復ばく露）	: 情報なし
誤えん有害性	: 情報なし

## オレンジクリーナー

## 12. 環境影響情報

- 水生環境有害性 短期（急性） : 情報なし  
 水生環境有害性 長期（慢性） : 情報なし

## 13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄処理業者に委託し、関連法規等を遵守し廃棄すること。  
 汚染容器・包装 : 内容物を除去した後、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄処理業者に委託し、関連法規等を遵守し廃棄すること。

## 14. 輸送上の注意

## 国際規制

- 国連分類 : クラス 8  
 国連番号 : 3267（その他の腐食性物質）  
 品名 : その他の腐食性物質  
 容器等級 : III

## 国内規制

- 陸上輸送 : 消防法、労働安全衛生法に定められている運送方法に従う。  
 海上輸送 : 船舶安全法に定められている運送方法に従う。  
 航空輸送 : 航空法に定められている運送方法に従う。  
 特別の安全対策 : 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

## 15. 適用法令

- 化学物質排出把握管理促進法 : 該当しない  
 化審法 : 特定化学物質、監視化学物質および優先評価化学物質に該当しない  
 労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2）  
     水酸化カリウム（政令番号 第 316）  
     名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第 57 条）  
     水酸化カリウム（政令番号 第 316）  
 毒物及び劇毒物取締法 : 該当しない。  
 火薬類取締法 : 該当しない。  
 高压ガス保安法 : 該当しない。  
 消防法 : 該当しない。  
 船舶安全法 : 危規則第 3 条危険物告示別表第 1 腐食性物質  
     水酸化カリウム

## オレンジクリーナー

---

航空法	: 施行規則第 12 条危険物告示 腐食性物質 水酸化カリウム
-----	------------------------------------

---

海洋汚染防止法	: 施行令別表第 1 有害液体物質 Y 類物質
---------	-------------------------

---

## 16. その他

記載内容は当社の最善の調査に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価については必ずしも安全性を十分に保証するものではありません。すべての化学製品には未知の有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。また、特別な取扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用ください。